

2026 年度 公募助成 募集要項

● 助成対象となる研究・活動

『わが国および諸外国における信託法制、信託事業に関する調査・研究』

『上記に関連する金融・経済・法学に係わる調査・研究（例：少子高齢化、金融経済教育等）』

なお、調査・研究に関連するシンポジウム等も助成対象とします。

● 応募資格

研究者、研究グループ、研究機関、NPO 法人など。

● 助成金額

原則 1 件あたり 100 万円以内とし、研究人数や実施計画によって助成金額を決定します。

研究期間は最長 24 カ月まで。

● 助成申請（提出書類）

(1) ご応募の際は、助成申請書をダウンロードし、必要事項の記入と代表者による押印の上、ご郵送下さい。（応募者が法人である場合は、定款及び事業報告・計算書類等の 3 期分を同時にご提出下さい。）

(2) 助成が決定した後、助成期間中及び助成期間終了時に提出して頂く「中間報告書」、「活動報告書」、「収支決算報告書」、「収支決算報告書細目」及び「各種報告等に関する留意事項」の内容をよくご確認頂いたうえでご応募頂きたくお願い致します。

● 募集期間

2026 年 7 月 1 日（水）～8 月 31 日（月） （申請書類等は 8 月 31 日当財団必着。）

● 決定通知

調査・研究・活動等の内容及びその方法も含め、「助成検討審査会」による審査を経て、助成の可否、金額を決定します。

● 研究等の成果について

(1) 助成が決定した後、研究等の期間終了後、1 ヶ月以内に研究等の成果物（論文原稿等）、および所定の活動報告書、収支決算報告書をご提出頂きます（書面もしくは電子ファイル）。期限内にご提出頂けない際には助成金の返還を求める場合がございます。なお、シンポジウム等の活動が助成対象である場合の成果物は、シンポジウム等終了後に纏めた報告書類及びシンポジウム等開催時の配布資料、パンフレット等実施内容がわかるものをご提出頂きます。

(2) 財団は、成果物として報告を受けた書類の全部または一部につき、事前にご連絡したうえで、原則、財団ホームページ上もしくはその他の方法をもって公表させていただきます。

(3) この助成による研究等の成果物を発表される際は、予め当財団にその旨をご連絡頂き、必ず、当財団の助成によるものであることを明示して発表して頂くことといたします。

以 上